
太宰府市歴史観光系公共サインガイドライン

平成20年5月20日
太宰府市

※平成20年6月から適用

この公共サインガイドラインは「歴史と文化の環境税」で作成したものです。

はじめに

太宰府市には、九州自動車道、国道3号、福岡都市高速道路および県道筑紫野・古賀線をはじめとする県道10路線があり、九州自動車道には太宰府インターチェンジも設置されています。このほかJR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線および太宰府線の3路線が市民の重要な交通手段となっています。また、空の玄関口である福岡空港にも近接し、大学等が9校、高校が4校設置されていることなどから、交通、気候、風土、景観に恵まれた住宅・文教都市といえます。

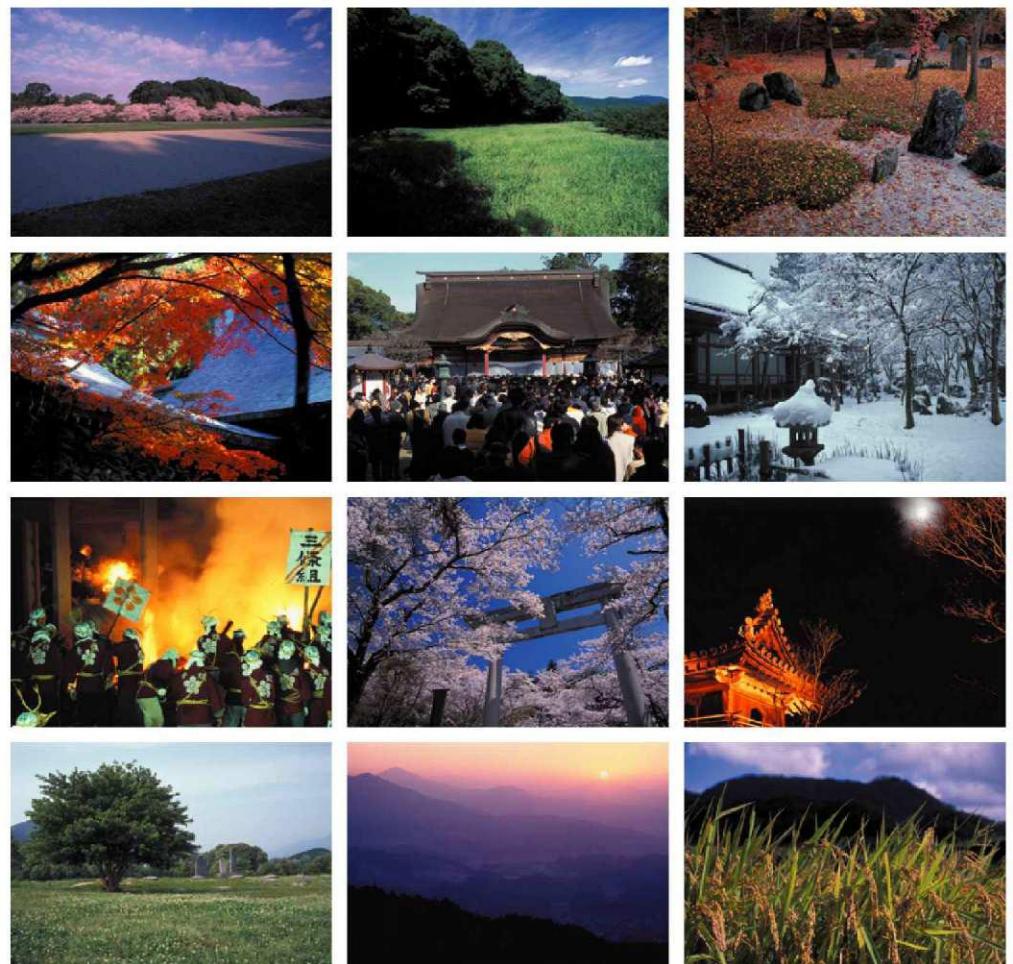
古代においては大陸文化の窓口、防衛、外交の要衝として「太宰府」が置かれたところであり、国指定特別史跡である「太宰府跡」をはじめ、觀世音寺、戒壇院、太宰府天満宮など数多くの文化遺産を有していることから、年間730万人の観光客が国内外から訪れるなど、「史跡・観光のまち」としても広く知られています。また、明治以来100年に及ぶ誘致運動が実を結び、平成17年10月15日に九州国立博物館が開館しました。開館当初から県内外の関心をおおいに集め、平成20年1月には入館者が400万人を超え、今後も市の観光資源としてのみならず、重要なまちづくりの資源としても期待されています。今後は、今までのような有名観光スポットを巡る通過型観光から、市内にあるさまざまな地域資源をゆっくり回遊できる、滞在型観光を目指した基盤づくりも重要です。

さらに、本市では、「太宰府市まるごと博物館」の理念のもと、市民一人ひとりが太宰府の様々な文化遺産や自然環境、景観をはじめ、産業や人々の暮らし等の地域資源の再発見・再評価を通して、本市への愛情と誇りを持てるよう、市民、事業者及び行政との連携・協働のまちづくりとして総合的に展開しているところです。

そのため、市民はもとより本市への来訪者が市内を円滑に移動、回遊できるよう、わかりやすい公共サインの整備を図ることとします。整備にあたっては適切な設置場所や表示内容の検討、国際化への対応等を行ながら、継続して利用されるよう配慮していきます。

また、今後のサインの整備によって、「太宰府市まるごと博物館」を視覚的に印象づけ、利用者に統一したイメージをもっていただくことも本ガイドラインの目的です。

このガイドラインは市が設置する歴史観光系サインの基本指針であり、今後も更新しながら実用性を高めていきます。



目次

はじめに

目次

第1章 計画の方針	1
1.ガイドラインの位置づけ	1
2.太宰府市のサインの現状	3
3.太宰府市のサインの問題点	4
4.基本方針	5
5.整備方針	6

第2章 デザイン計画

1.サインシステム	7
2.拠点配置図	8
3.サインデザイン一覧	9
4.案内サイン	12
5.誘導サイン	16
6.説明サイン	17
7.位置サイン	18

第3章 表示計画

1.使用書体	19
2.外国語の表記	20
3.ピクトグラム	21
4.文字やピクトグラム等の視認性	22
5.歩行者系誘導サインの配置位置と配置間隔	23
6.色彩計画	24

第4章 整備・メンテナンス計画

25

別紙

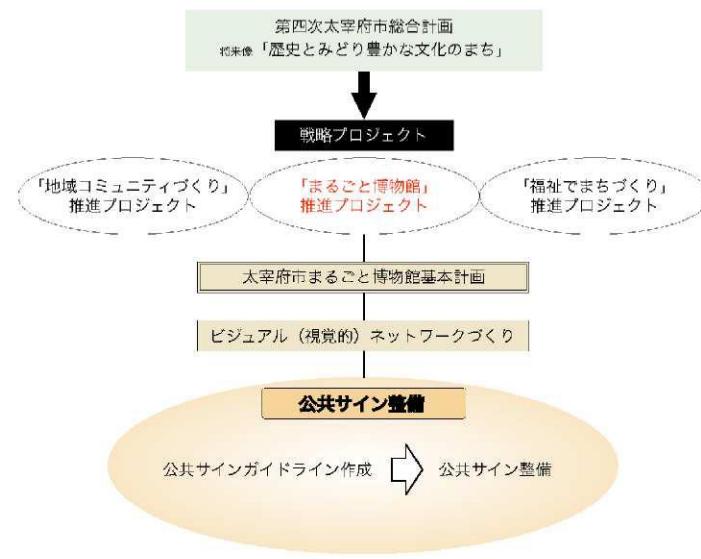
・今後の課題	26
--------	----

第1章 計画の方針

1.ガイドラインの位置づけ

(1)市の総合計画におけるサイン計画の位置づけ

太宰府市は第四次太宰府市総合計画において「歴史とみどり豊かな文化のまち」を市の将来像として描き、その実現のための戦略プロジェクトのひとつとして、「太宰府市まるごと博物館」推進プロジェクトを進めています。サイン計画は、「太宰府市まるごと博物館」を支えるビジュアル（視覚的）ネットワークの構築にあたって、そのイメージづくりに重要な役割を果たし、市の景観づくりにも深く関係しています。



(2)他のメディアや相互のネットワークとの連携

サインにおいては、基本的な情報を、現地でわかりやすく表示することが重要であり、より詳細な情報や、サインでは伝えられない情報の提供については、*ペーパーメディアや*モバイルメディア等、状況や目的に応じて体系的に整備していく必要があります。

また、サイン計画はその施策の枠にとどまらず、相互のネットワークとも連携しながら、随時新しい情報を更新していくことで、利用者にとっての使いやすさにつながります。

(3)ガイドラインの目的

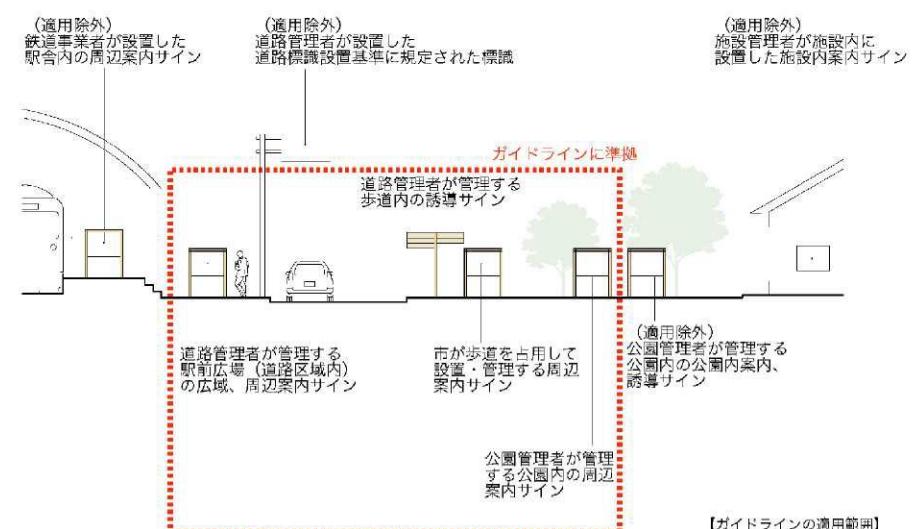
このガイドラインは、市民はもとより本市への来訪者が市内を快適に回遊できるよう、市の公共サインをわかりやすく、体系的に整備していくことが目的です。そのため設置から、メンテナンスまで、市におけるサインの共通の仕様書、あるいは取り扱い指針として策定します。また、内容については必要に応じて更新を行っていきます。

(4)ガイドラインの適用範囲

一部の適用除外範囲を除いて、今後市内で設置される公共サインについては基本的にすべて、このガイドラインに準拠するかたちで整備を行うこととします。

【適用除外されるもの】

- 公共交通事業者が、旅客施設内に設置するサイン
- 道路管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識
- 公共施設等の管理者が施設内の案内、誘導を目的に設置するサイン
- 平成9年度以降、「太宰府史跡整備検討委員会」において整備されたもの、及び今後整備する予定の説明板



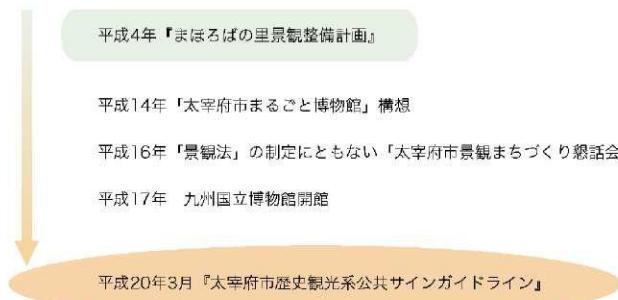
*ペーパーメディア：パンフレットやガイドブック等、紙面によって情報を伝える媒体、手段。
*モバイルメディア：携帯電話等、小型で携帯可能な情報、通信機器によって情報を伝える媒体、手段。

(5)『まほろばの里景観整備計画』の位置づけ

太宰府市では、平成4年3月に「まほろばの里づくり」をテーマにして、太宰府の古き良きものとの調和を図りながら、個性的で魅力あるまちづくりを実現するための景観整備計画を策定しました。

その後、九州国立博物館の設置が決定したこと、それまでになかった国立博物館を生かしたまちづくりの考え方方が生まれ、平成17年10月九州国立博物館が開館し、現在より一層景観に対する取り組みがすすめられています。

公共サインの計画については、基本的には『まほろばの里景観整備計画』の考え方方に沿って行き、社会情勢等の変化に応じて必要なところの軌道修正や補足をしていきます。



(6)適用について

このガイドラインは平成20年6月以降の適用とします。適用範囲は基本的に太宰府市内ですが、利用者の利便性を考慮して、設置が必要と考えられる場所については、関係団体等に理解を求めながら、統一的な整備に努めています。

(7)既存サインの取り扱いについて

太宰府市内には、現在さまざまなサインが設置されていますが、特に散策路沿いに設置されているもので、木製のものが多く見られます。それらの一部は老朽化してサイン面が見えにくくなっているものもありますが、まだ十分に利用可能なものもあります。木は屋外において、老朽化しやすいのですが、その風合いや自然な存在感は、太宰府市の豊かな自然に合っていると言えます。

今回のガイドラインによるサインの新規設置は、基本的に①現在サインがなく、新規の設置が必要とされるところ、②老朽化や損傷が激しく、サインとしての機能を失っているものを更新する場合のみ、とします。



2.太宰府市のサインの現状

現在、太宰府市内には以下のようなサインを設置しています。

A : 木製誘導板



D : 公共施設等
誘導看板



B : 木製解説板



E : 木製以外の
解説板



C : 木製観光案内板



F : 木製以外の
観光案内板



3.太宰府市のサインの問題点

(1)サインシステムの混在

太宰府市は、数多くの文化遺産を有していることから、史跡・観光のまちとしても知られ、数多くのサイン整備が行われてきました。それらは共通の基準や決まりがなく、設置する背景や目的、主体が異なることから、結果として形状や表記内容、色彩も多種多様なサインが、整理されることなく設置され、時としてそれは利用者の混乱を招いています。



(2)表示面の老朽化

現在、サイン設置後のメンテナンス、また、老朽化したサインの撤去の判断基準、撤去方法について定まった指針がないため、放置され、錆びてしまったり、木製のものについては、木の老朽化で表示内容が見えにくくなっているものも多くあります。



(3)視認性の問題点

現在設置されているサインには、表示面が見にくい、表記文字が小さすぎる等、サインとして問題があるものが多くあります。

また、設置当初は見やすかったサインも、素材や色の使い方によっては、早い段階で経年変化による視認性の低下が見られます。

現在、市のシンボルカラーである藤色（大日本インキ化学/905）については、屋外で使用した場合特に退色しやすく、合わせて使用する色によっては、視認性がわるくなります。



(4)サインの乱立

情報が整理されていないことや、管理者が異なることから、複数のサインが乱立している場合があります。利用者にとっては見にくく、景観上もよくありません。



4.基本方針

「太宰府市まるごと博物館」は太宰府市民だけでなく、市への来訪者も含めて一緒につくり上げていくものです。その中で、公共サインが果たす役割は、市内の歴史的文化遺産や自然などの所在を明らかにし、それについての情報をわかりやすく伝えることです。それがまちの再発見・再評価につながり、人々の活動、ひいてはまちの活性化につながっていきます。そのためのサインガイドラインとして、以下の項目を基本方針とします。

○ 太宰府を生かすサインづくり

公共サインにおける地域性の表現は、地域の本質を表現したものであることが必要です。

奇抜なデザインや、過度に装飾的な表現ではなく、地域の構造、景観特性、地域文化等を整理しながら、統一された「太宰府市まるごと博物館」のイメージをつくり、そしてそれが市の景観と調和するようなサインを目指します。

○ わかりやすいサインづくり

太宰府市にはさまざまな年齢、国籍の、目的も異なる人々が訪れます。それらの人々が、必要な情報をわかりやすく得られるよう、表示方法、表示位置、色彩計画等を行います。

また、それを基準とすることで、今後設置されるサインについては、統一感のある表示となり、サインの利用しやすさにもつながります。

○ ゆっくり、安心して回遊できるまちづくり

太宰府市はこれまでの通過型観光から、時間をかけて市内の地域資源を気軽に、楽しく回遊してまわれる滞在型観光へシフトしようとしています。そのための基盤として、わかりやすいサインの整備を行います。

目的施設に到着するまでの一貫した誘導、帰り道の表示、観光案内所への誘導等、基本的な情報をきちんと伝えられる表示をしていきます。

○ 事業としての持続可能性

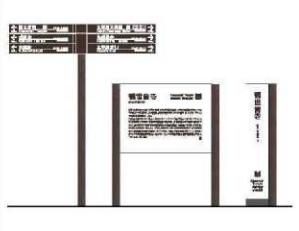
サインは設置後も定期的にメンテナンスを行って、はじめてその機能を持続することができます。このガイドラインにおいては、今後の維持管理方法についても計画します。

また、ガイドラインを今後も引きついで利用していくため、使用する素材やデザインはメンテナンスしやすく、持続可能なものとし、わかりやすい表記に努めます。

5.整備方針

(1)基本的な素材、形態の展開

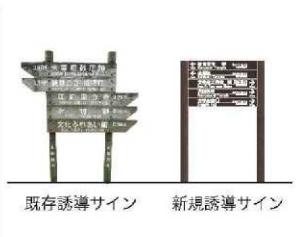
基本とする素材、形態は耐久性、メンテナンスの容易さを考慮しながら、シンプルで周囲の景観とも調和するものを選び、それを一連のサインとして展開します。



(2)既存サインとの調和

現在、観光系、歩行者系の誘導サインについては、木製の表示板が多く見られます。

これらのサインは当面残ることから、新しく設置するサインは、これらとも調和するものにします。



(3)統一した色の使用

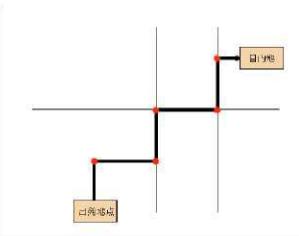
サインの統一したイメージづくりには、色の使い方も大きく関係しています。本ガイドラインにおいては、サインで使用する色と、使用する箇所を計画し、それを統一して使用します。



(4)適切な設置場所の計画

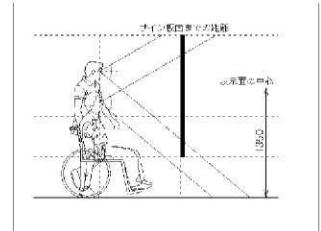
不特定多数の人々が、必要な場所で必要な情報を得られるよう、設置するサインの種類、表示内容を整理して、適切な設置場所を決定します。

また、目的地まできちんと誘導するよう、設置する箇所数についても基準を決めます。



(5)多様な利用者に対応する表示計画

誰にでもわかりやすいサインであるために、文字の大きさ、表示面の高さ等、表示基準の設定をするとともに、視認性の高い色彩計画を行います。



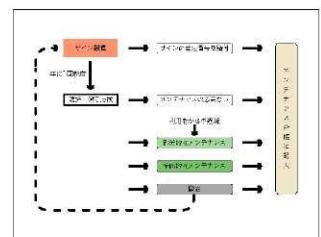
(6)4カ国語表記

太宰府市には外国人の観光客も多く訪れる事から、基本的に表記は日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語表記で行うこととします。



(7)メンテナンス計画

サインを継続的に利用するため、定期的な情報の更新や清掃、保守点検を行います。また、そのための作業の流れを整理します。



第2章 デザイン計画

1. サインシステム

(1) 総合案内サインと『歴史の散歩道』周辺のサインシステム

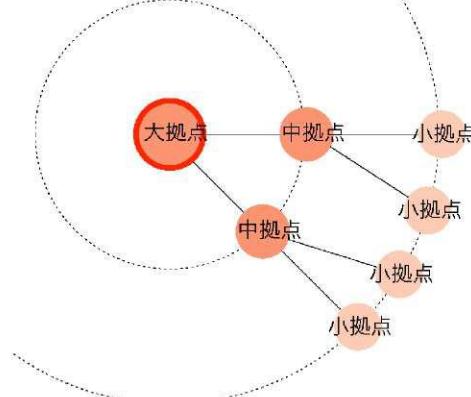
市への来訪者の多くは、まず移動の起点となる場所で情報を得て、そこからおののおのの目的地に向かいます。その起点から目的地まで、スムーズに誘導するためのサインの設置方法として、その起点となる場所を、利用する人の種類や量によって段階的に分けて設定します。

3段階に設定した場所をそれぞれ、大・中・小拠点として位置づけ、総合案内サイン、エリア案内サイン、散策案内サインを設置します。利用者が目的地に向かしながら情報が絞り込まれ、その場所において必要な情報が得られるようにします。

大拠点 大量輸送機関等、最も多くの人が集まる拠点
→市全域の案内として総合案内サインを設置

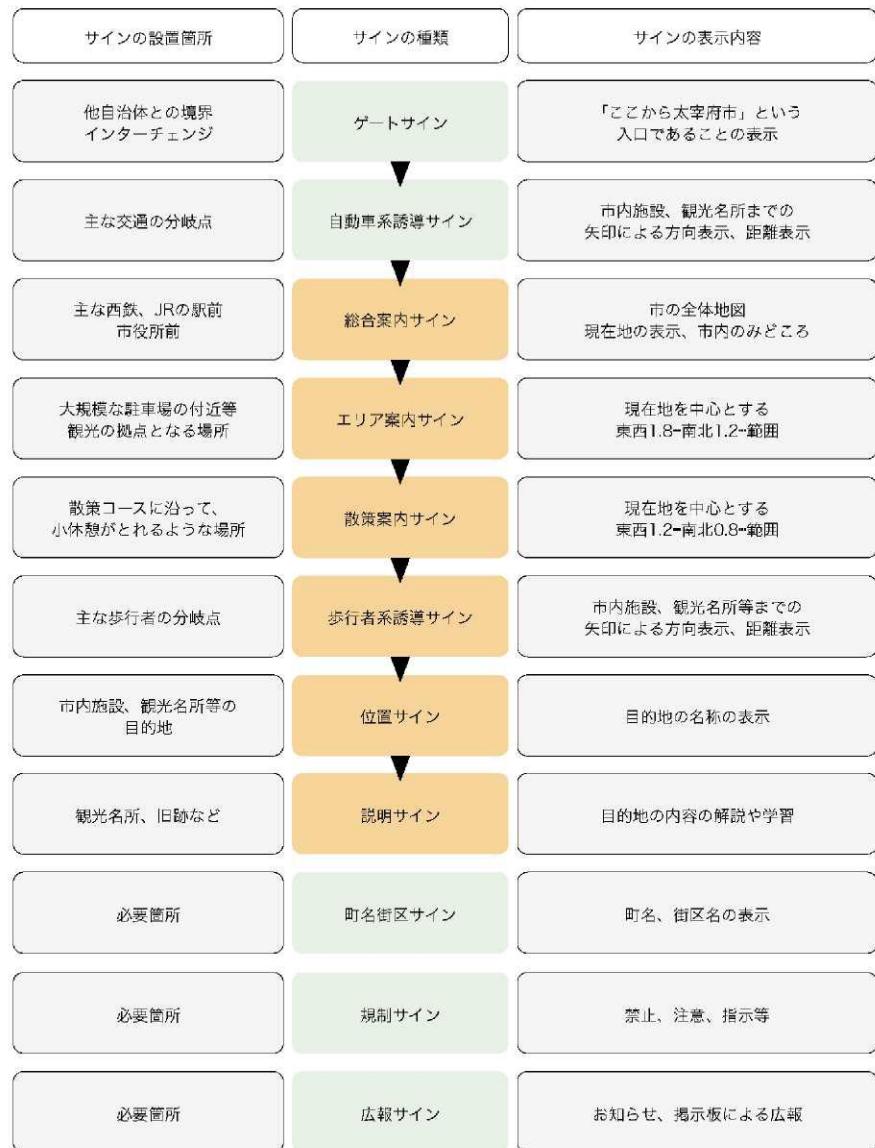
中拠点 駐車場等、主に車で来訪する人の拠点
→現在地付近の案内としてエリア案内サインを設置

小拠点 歴史の散歩道に沿って、散策する人が小休憩をとれる場所
→散策案内サイン、必要に応じて位置サイン、学習サインを設置

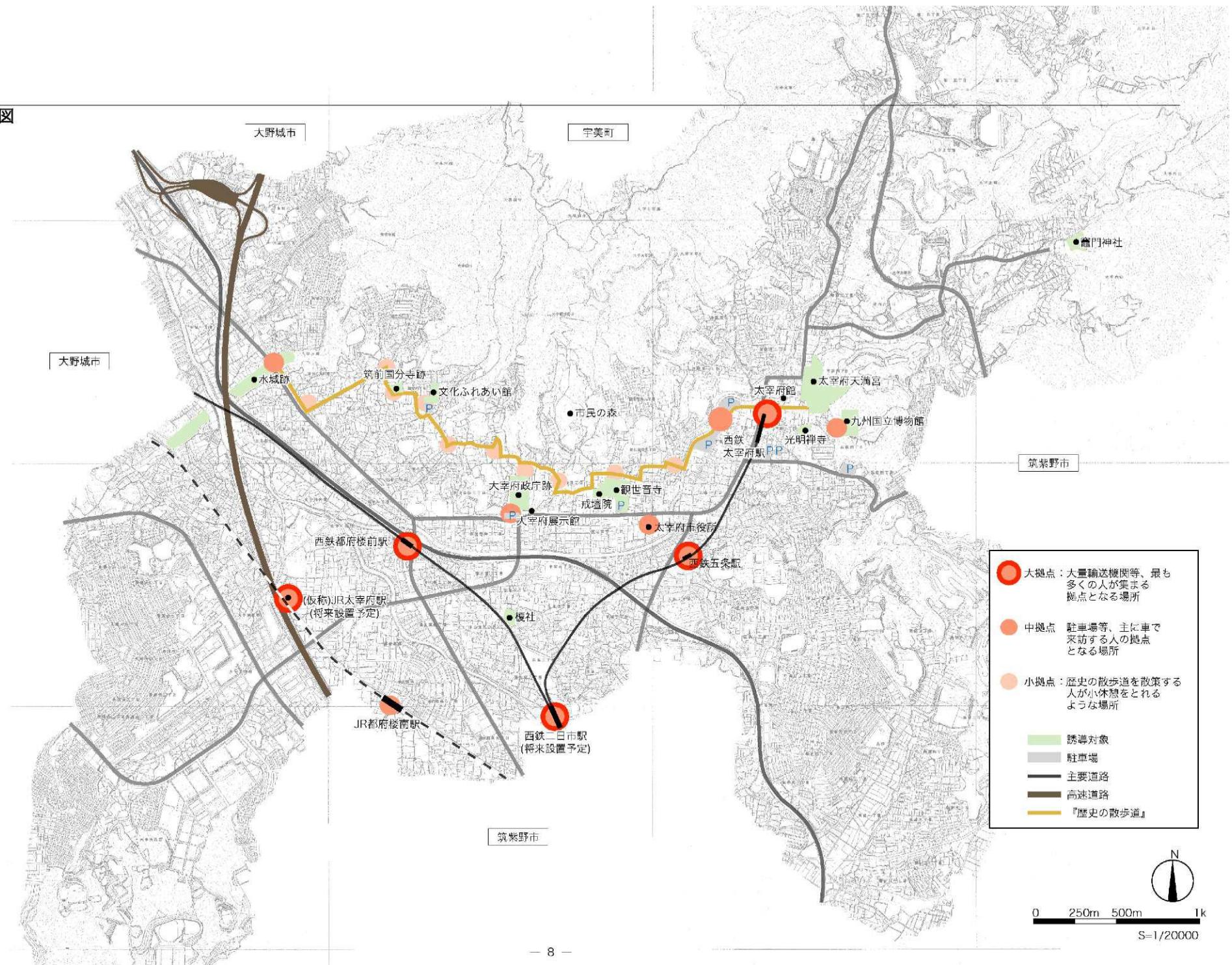


(2) サインシステムの展開

現在、ガイドラインは主に観光系・歩行者系サインの基本指針としてまとめています。これを基本として、今後自動車系、生活系も含めたサインシステム全体への展開も見越しておく必要があります。

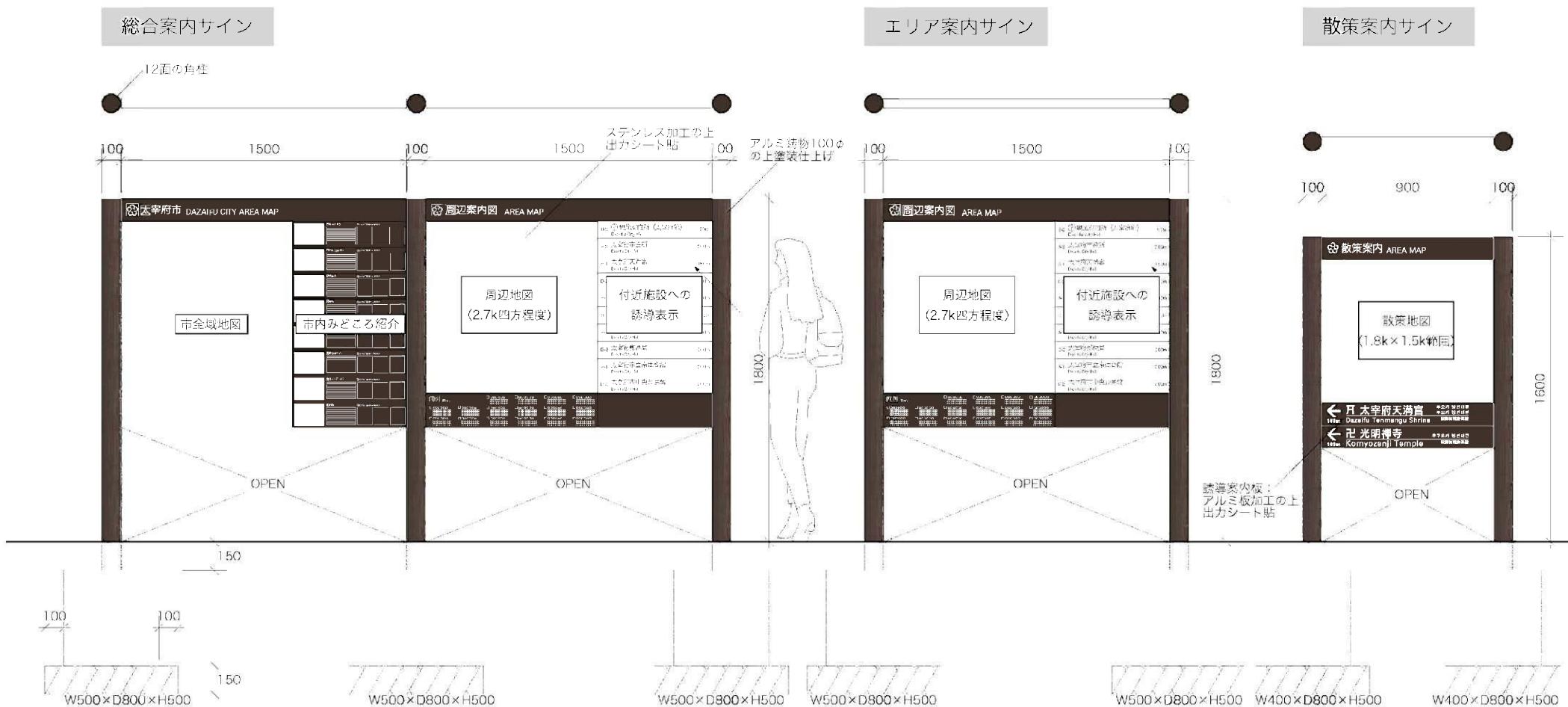


2.拠点配置図

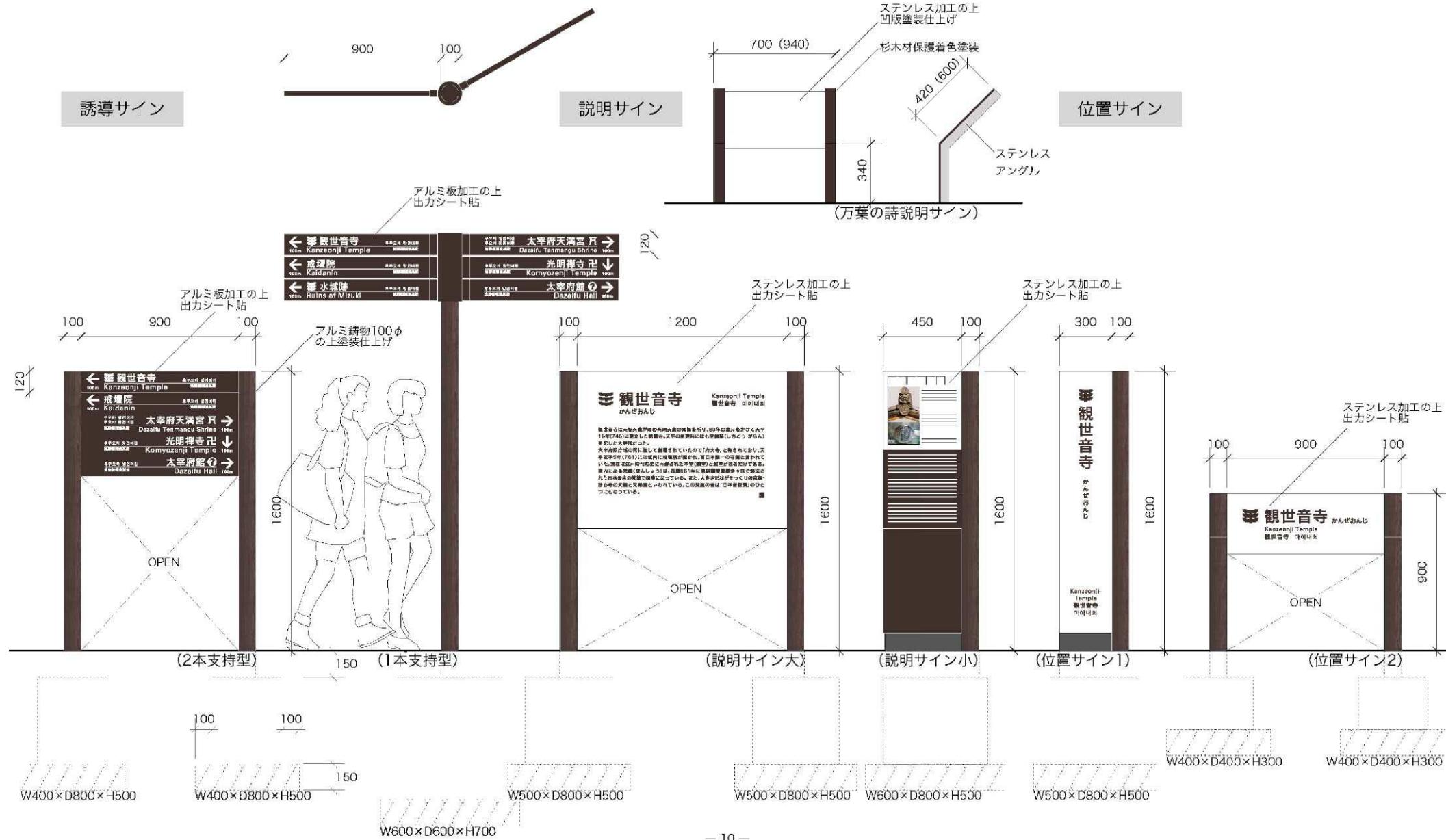


3. サインデザイン一覧

サインの構造体は、現在市内で多く見られる木製のサインと調和するよう、アルミの鋳物によって木調に製作し、既存との調和をはかりながらも、新しい素材による洗練されたイメージをつくります。また、アルミはメンテナンスも容易であり、表示板もステンレスの板面にシート貼することで情報の追加、更新を比較的容易にしています。



3. サインデザイン一覧-2



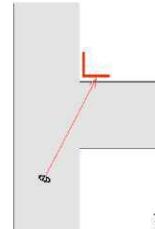
3. サインデザイン一覧-3

設置場所の土地の形状や、道路の分岐等、さまざまな条件に合わせて、サインの効果的な表示方法を選択して設置していきます。

誘導サイン表示板の多方向化

二股以上に分かれる交差点において、1方向のみに向いたサインでは、来る方向によってサインが確認しにくい場合があります。

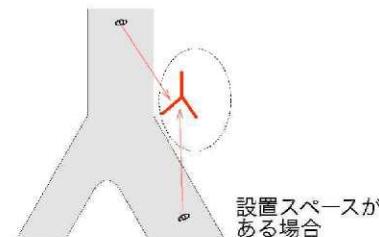
その場合、できるだけサインの板面がどの方向からも視認しやすいよう、多方の表示につとめることとします。



交差点において



1本支持/3方向型



設置スペースがある場合



2本支持/2方向型

サインの背面利用

サインの背面には、まず管理番号を貼り付けます。

残りのスペースについては設置場所の状況に応じて、景観に配慮しながら検討することとします。



表示面の多面化

位置サイン等で、多面的に見られる場所に設置する場合、表示面を確認しやすいよう、サイン面も多面化します。



4.案内サイン

(1)情報掲載基準

案内サインは、設置場所によって総合案内サイン、エリア案内サイン、散策案内サインの3つを使い分けます。これらの掲載基準を定めます。

■案内地図情報掲載基準一覧表

項目	総合案内サイン	エリア案内サイン	散策案内サイン	ピクトグラム表示
地 山	○ 著名なもの	○ すべて	○ すべて	—
勢 河川	○ 著名なもの	○ すべて	○ すべて	—
等 湖	— —	○ すべて	○ すべて	—
池	— 著名なもの	○ すべて	○ すべて	—
境界線等	○ 市境界	○ 市境界	○ 市境界	—
街 近隣の市町村	○ すべて	○ すべて	○ すべて	—
町 町丁	— —	○ 丁目まで	○ 丁目まで	—
高 高速道路	○ すべて	○ すべて	○ すべて	—
道 国道	○ すべて	○ すべて	○ すべて	—
路 県道	○ すべて	○ すべて	○ すべて	—
主要地方道	○ すべて	○ すべて	○ すべて	—
地 その他道路	△ 道路愛称のあるもの	○ すべて	○ すべて	—
点 インターチェンジ	○ すべて	— —	— —	—
橋 橋	— —	— —	○ すべて	—
歩道橋	— —	— —	○ すべて	—
交 鉄軌道路線	○ すべて	○ すべて	○ すべて	—
通 鉄軌道駅	○ すべて	○ すべて	○ すべて	○ 鉄道駅
施 バス停留所	— —	○ ピクトグラムのみ	○ すべて	○
設 タクシーのりば	— —	○ ピクトグラムのみ	○ ピクトグラムのみ	タクシーのりば
公 公共駐車場	— —	○ すべて	○ すべて	△ 駐車場
要 主要交差点名	— —	△ 主要なもの	△ 主要なもの	信号
施 公衆トイレ	— —	△ 主要なもの	○ すべて	トイレ
設 観光案内所	— —	○ すべて	○ すべて	案内所
施 博物館・美術館	○ すべて	○ すべて	○ 博物館/美術館	博物館/美術館
設 ホール・公会堂	○ すべて	○ すべて	○ すべて	—
施 公立図書館	○ すべて	○ すべて	○ すべて	—
施 総合競技場	○ すべて	○ すべて	○ すべて	スポーツ施設
設 体育館・武道館	○ 公共のもの	○ 公共のもの	○ 公共のもの	スポーツ施設
施 スポーツセンター	○ 公共のもの	○ 公共のもの	○ 公共のもの	スポーツ施設
設 野球場	○ 公共のもの	○ 公共のもの	○ 公共のもの	スポーツ施設
施 ホテル・旅館	○ ホテルグラン ティア太宰府	○ ホテルグラン ティア太宰府	○ ホテルグラン ティア太宰府	温泉

項目	総合案内サイン	エリア案内サイン	散策案内サイン	ピクトグラム表示
行政施設	市役所 警察署 交番 消防署 一般郵便局	○ 太宰府市役所 — — — — — — △ 主要郵便局のみ	○ 太宰府市役所 — — ○ すべて ○ すべて ○ すべて	○ 太宰府市役所 — — ○ すべて ○ すべて ○ すべて
医療福祉施設	病院 福祉保険センター 大規模な福祉施設	○ 総合病院・公立病院 — — — —	○ 総合病院・公立病院 ○ すべて △ 主要なもの	○ 総合病院・公立病院 — — ○ すべて
教育研究施設	大学/短期大学 大学高等学校 中学校・小学校 大規模なその他の学校 専修学校	○ すべて — — — — — — — —	○ すべて ○ すべて ○ すべて ○ すべて ○ 専修学校	○ すべて ○ すべて ○ すべて — — ○ 専修学校
公園	公民館 市指定散策路 総合公園 地区公園 近隣公園 街区公園	— — ○ 歴史の散歩道 ○ すべて ○ すべて — — ○ すべて	— — ○ 歴史の散歩道 ○ すべて ○ すべて ○ すべて ○ すべて	○ 公民館 — — ○ 公園 — — ○ 公園 — —
史跡・歴史的建造物	市の歴史上重要な史跡・学習の対象となる指定の史跡、名所などで、神社、寺院も含まれる	△ 特に代表的なもの	△ 代表的なもの	○ すべて ○ すべて ○ すべて ○ すべて ○ すべて
その他	広域避難場所	— —	— —	○ すべて △

○：該当するものすべてを掲載する

△：案内図の縮尺、情報密度等を勘案して掲載の可否を決定する

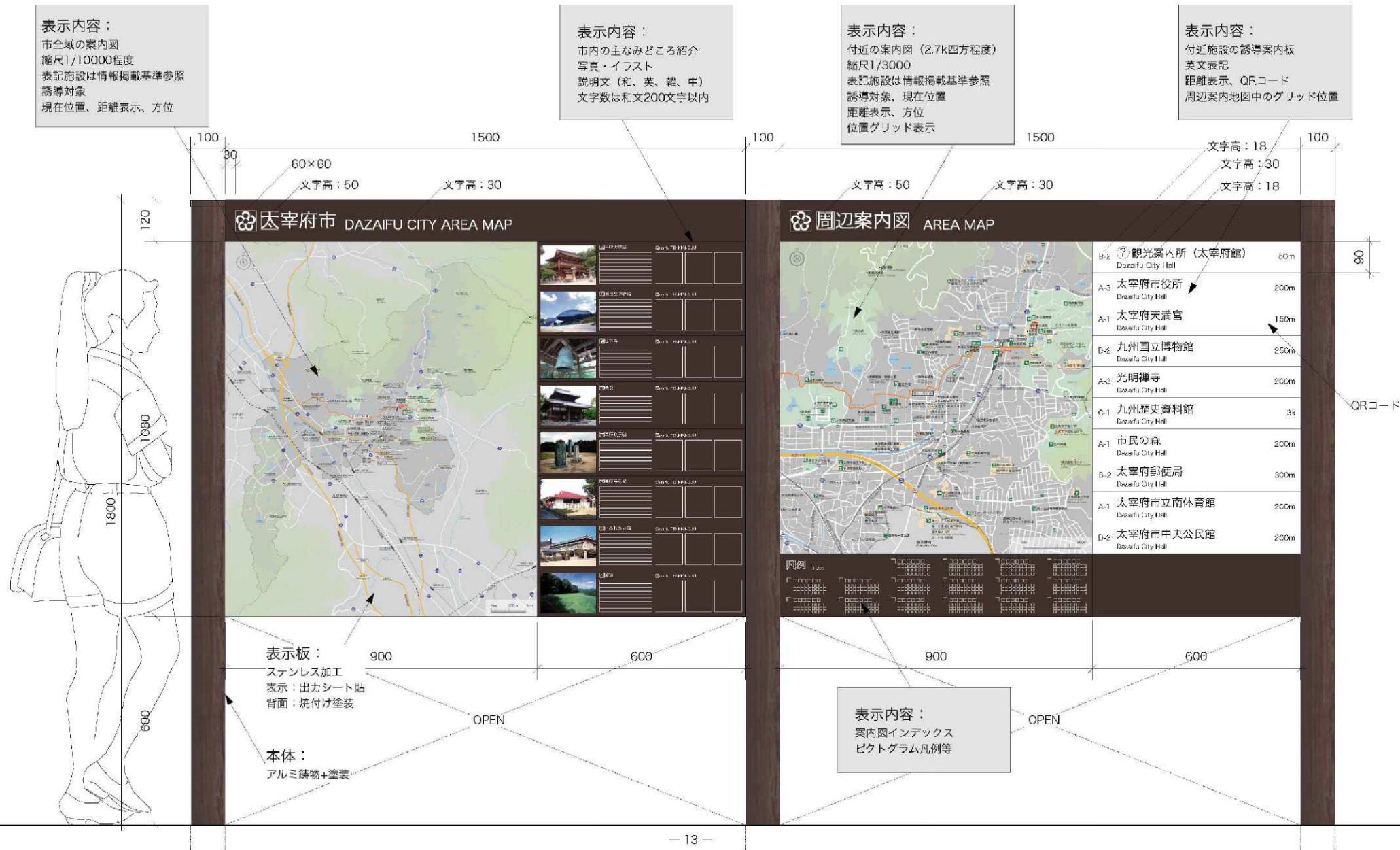
・建築物については、建物平面外形を色面で示す。

・ピクトグラムについては、交通エコロジー・モビリティ財団が策定した「標準案内用図記号」を使用する。

4.案内サイン

(2)総合案内サイン（大拠点）

S=1/10



4.案内サイン

(3)エリア案内サイン（中拠点）

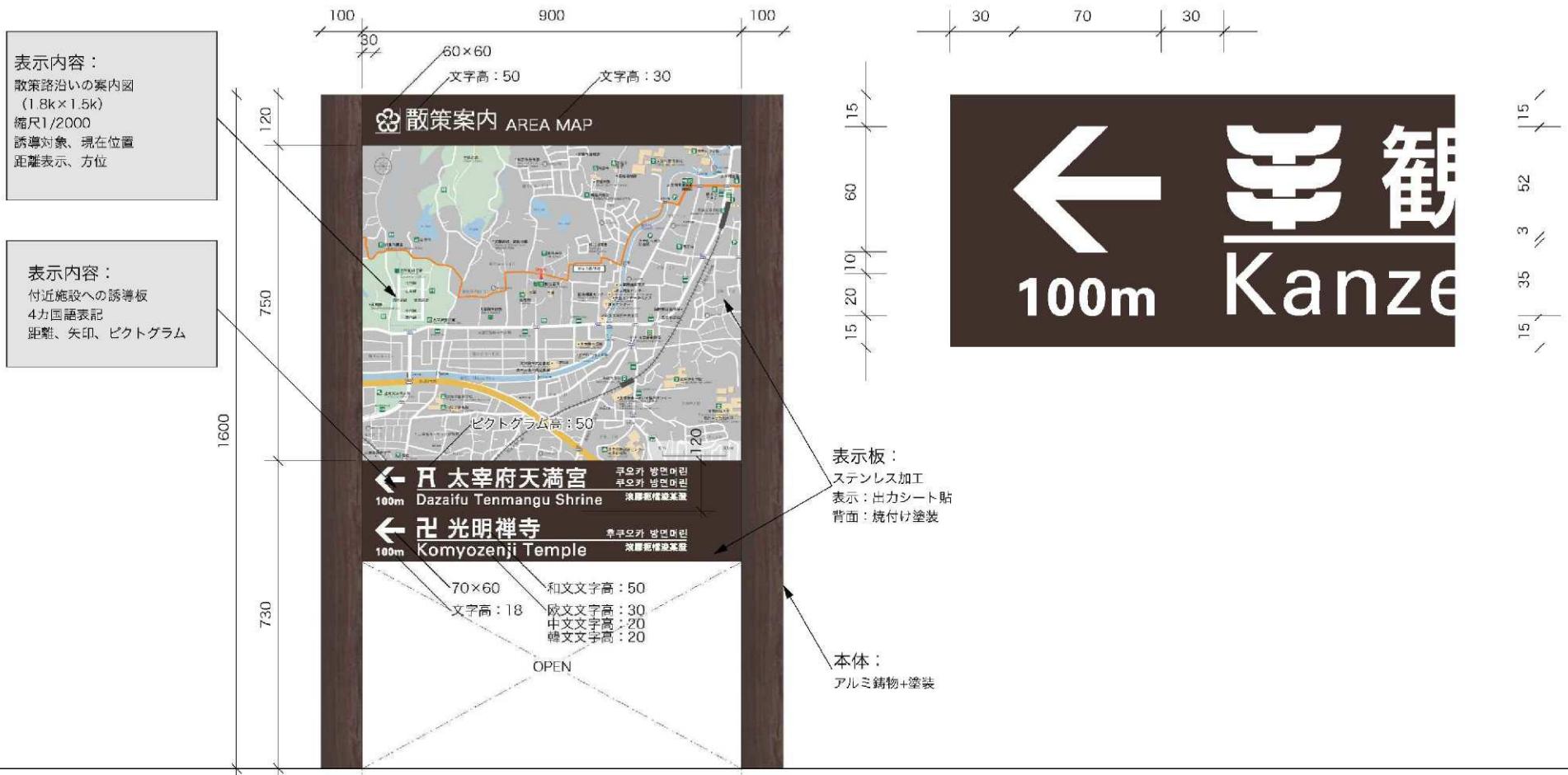
S=1/10

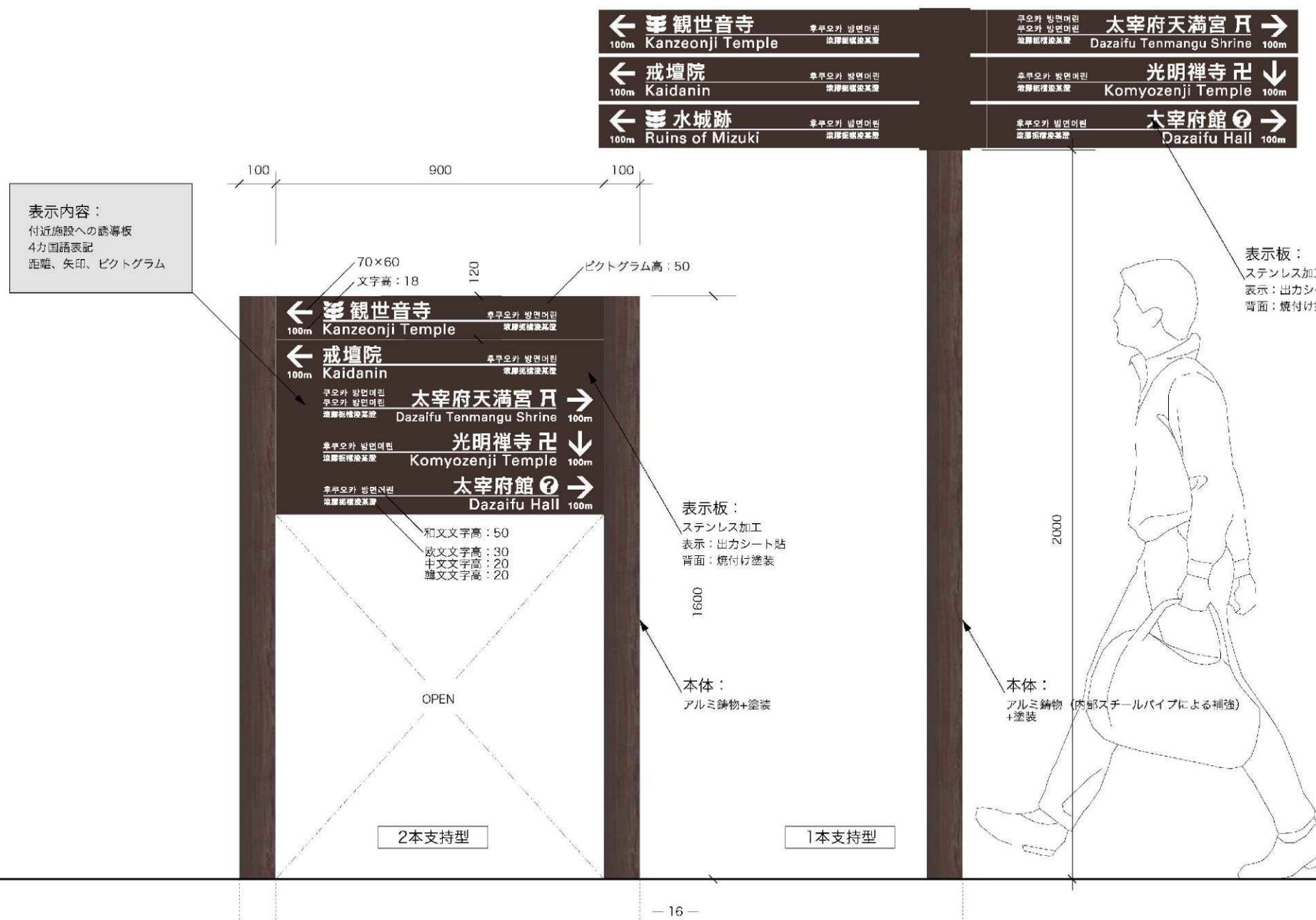


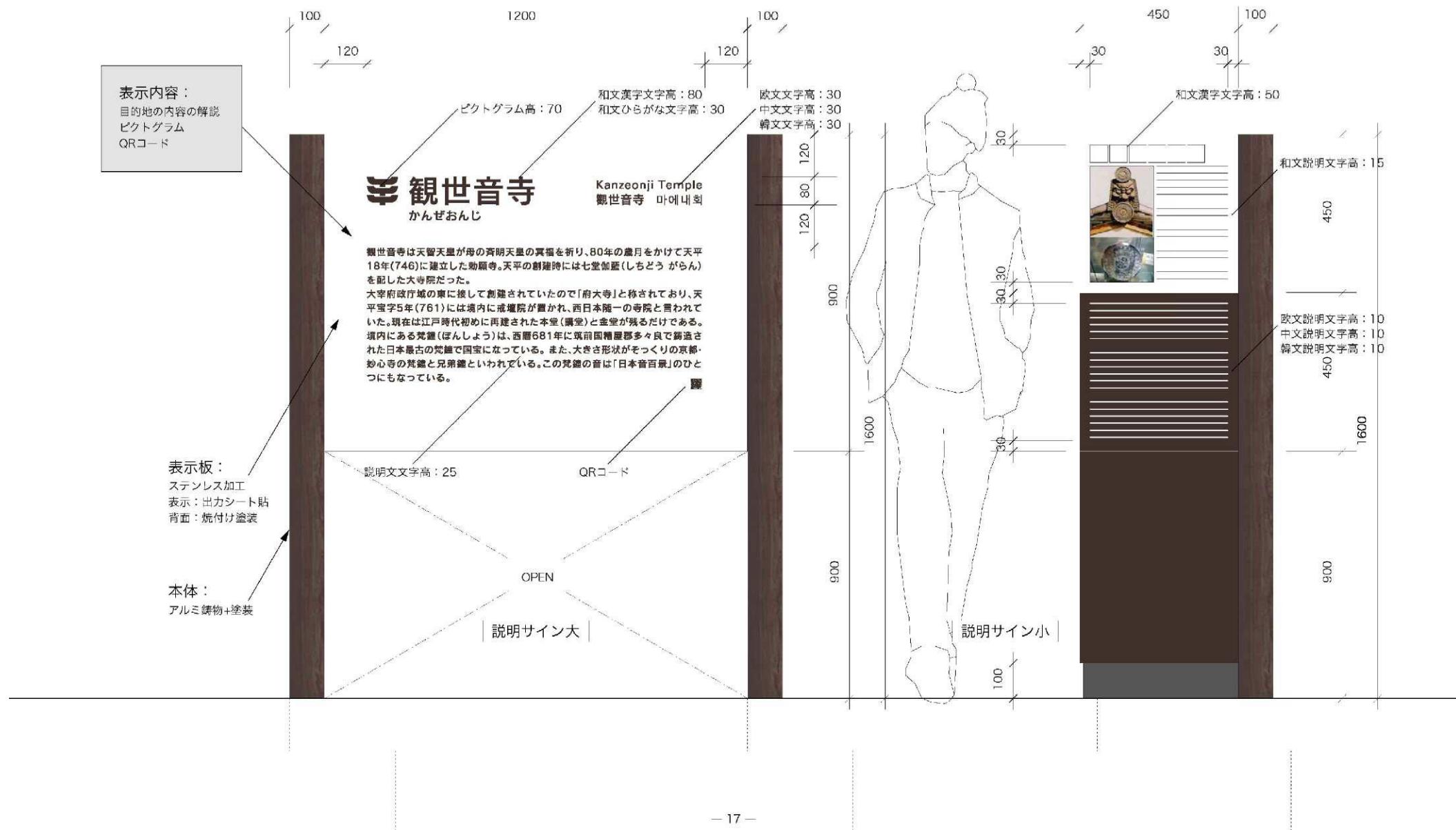
4.案内サイン

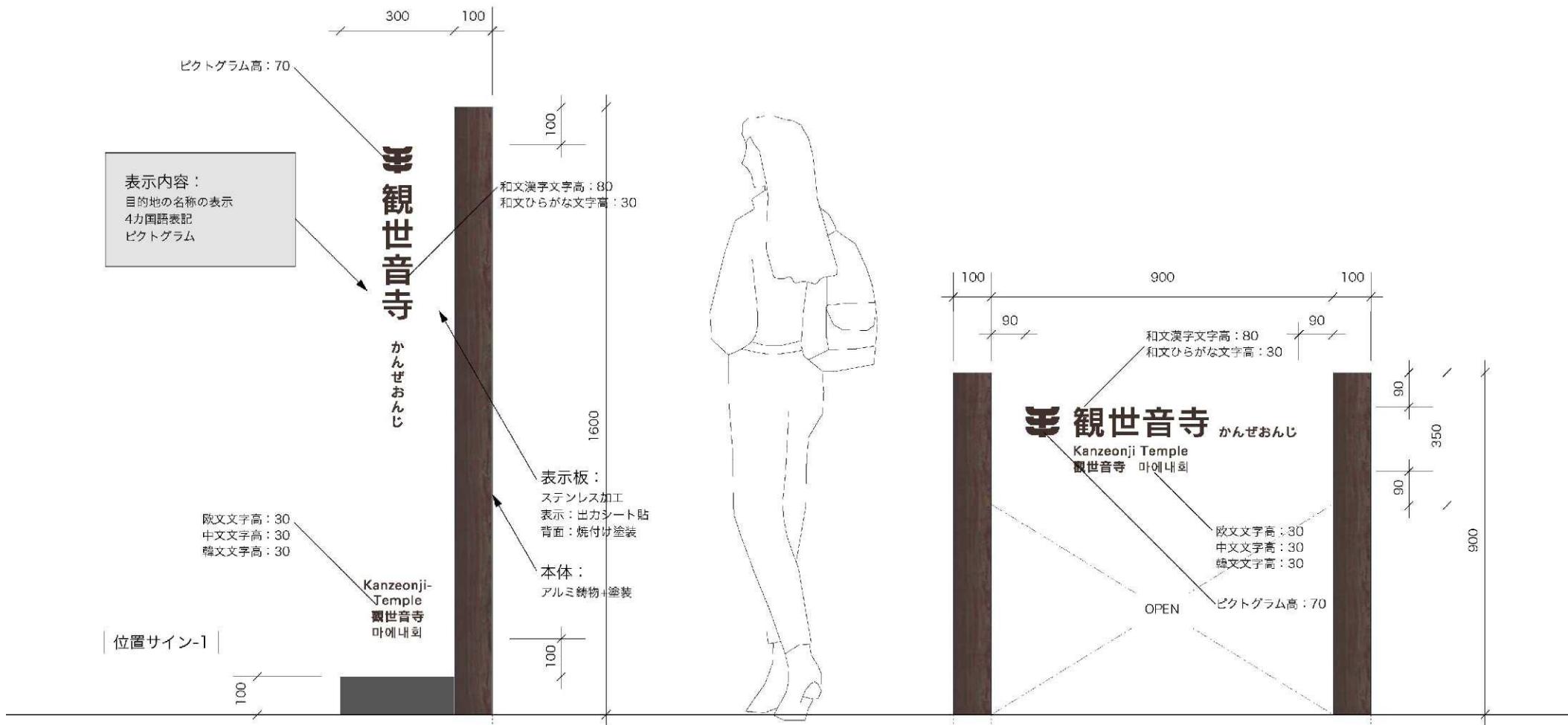
(4)散策案内サイン (小拠点)

S=1/10
S=1/2









第3章 表示計画

1. 使用書体

サインに用いる書体は、スタンダードでわかりやすいことが基本です。

標準的な、見やすいゴシック系の書体で、使用箇所によって文字の太さを設定することができる書体として、和文にはロダンを、欧文にはユニバースを標準書体とします。中文、韓文についても、ゴシック系書体で標準的なものとします。

■ 和文に使用する書体

和文/ロダン-B

あいうえおかきくけこさしすせそたちつてとなにぬねの
アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノ
福岡県 太宰府市 観世音寺 菅原道真 遠の朝廷

和文/ロダン-DB

あいうえおかきくけこさしすせそたちつてとなにぬねの
アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノ
福岡県 太宰府市 観世音寺 菅原道真 遠の朝廷

和文/ロダン-M

あいうえおかきくけこさしすせそたちつてとなにぬねの
アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノ
福岡県 太宰府市 観世音寺 菅原道真 遠の朝廷

■ 欧文に使用する書体

欧文/ユニバース-ボールド

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

abcdefghijklmnoprstuvwxyz

0123456789/

欧文/ユニバース-レギュラー

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

abcdefghijklmnoprstuvwxyz

0123456789/

欧文/ユニバース-ライト

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ

abcdefghijklmnoprstuvwxyz

0123456789/

■ 中文に使用する書体

中文/HYb 2b5

撈 備開 郜狼 鉸礙撈擋絹蠹 滾膠扼檔浚某澄 嬌萍 窮墨鷗
嬌慣 窮墨鷗俊虐 絆靜 季磐 饒捻坷墨 背烹 季磐

中文/HYb 1b5

撈 備開 郜狼 鉸碍撈擋絹蠹 滾膠扼檔浚某澄 嬌萍 窮墨鷗
嬌慣 窮墨鷗俊虐 絆靜 季磐 饒捻坷墨 背烹 季磐

中文/HYg 2b5

撈 備開 郜狼 鉸碍撈擋絹蠹 滾膠扼檔浚某澄 嬌萍 窮墨鷗
嬌慣 窮墨鷗俊虐 絆靜 季磐 饒捻坷墨 背烹 季磐

■ 韓文に使用する書体

韓文/YDゴシック130

빌딩 마에내회, 시발하카타에키 고쓰 센터

후쿠오카 방면머린 호텔 신관호텔 오쿠라 후쿠오카하카타

韓文/YDゴシック120

빌딩 마에내회, 시발하카타에키 고쓰 센터

후쿠오카 방면머린 호텔 신관호텔 오쿠라 후쿠오카하카타

韓文/YDゴシック110

빌딩 마에내회, 시발하카타에키 고쓰 센터

후쿠오카 방면머린 호텔 신관호텔 오쿠라 후쿠오카하카타

2.外国語の表記

(1)英語表記について

サインに表記する用語には、日本語に加え、英語を併記します。

英語の表記は、原則的に英語とローマ字の組み合わせとしますが、ローマ字は一般的な*ヘボン式を基本にします。

*ヘボン式：ローマ字表記の際には、ヘボン式と訓令式の2種類の表記方法があります。

(2)英語表記の基準

表記の基準	具体例
・原則として固有名詞の部分をローマ字で、普通名詞の部分を英訳によって表記する。	太宰府市役所 Dazaifu City Hall
・ただし、慣用上、固有名詞と普通名詞に切り離せない場合は、普通名詞の部分も含めてローマ字による表記とし、必要に応じて英語を付記する。	四王寺山 Mt.Shiojiyama
・和製英語や固有名詞で、ヘボン式のつづり方でない表記は、右下表の通りとする。	Tofuro-minami Sta.
・長いつづりで読みにくい語は、適宜「-」ハイフンを用いて分かち書きにする。	Chikuyo-Gakuen High school
・施設名称は原則として正式英訳による。英語で慣用化されている略語がある場合はこれを使用してもよい。	NTT × Nippon Telegraph and Telephone Corporation
・企業名などで、英文による略語が慣用化している場合はこれを用い、日本語の音や正式英訳を使用しない。	

ヘボン式のつづり方

あ い う え お	a i u e o
か き く け こ	ka ki ku ke ko
さ し す せ そ	sa shi su se so
た ち つ て と	ta chi tsu te to
な に ぬ ね の	na ni nu ne no
は ひ ふ へ ほ	ha hi fu he ho
ま み む め も	ma mi mu me mo
や ゆ よ	ya yu yo
ら り る れ ろ	ra ri ru re ro
わ ん	wa n
が ギ グ ゲ ゴ	ga gi gu ge go
さ ジ ズ ゼ ゾ	za ji zu ze zo
だ ジ ズ グ ジ ド	da ji zu de do
ば シ ウ ブ シ ボ	ba bi bu be bo
き ゃ キ ゅ キ ょ	kyä kyu kyo
し ゃ シ ゅ シ ょ	sha shu sho
ち ゃ ク シ ク チ オ	cha chu cho
に ゃ イ ゥ イ ェ	nya nyu nyo
ひ ゃ イ ゥ イ ェ	hya hyu hyo
み ゃ イ ゥ イ ェ	myä myu myo
り ゃ イ ゥ イ ェ	ryä ryu ryo
ぎ ゃ イ ゥ イ ェ	gyä gyu gyo
じ ゃ イ ゥ イ ェ	ja ju jo
び ゃ イ ゥ イ ェ	byä byu byo
ぴ ゃ イ ゥ イ ェ	pyä pyu pyo

ヘボン式のつづり方でないローマ字表記

しえ	sye
ちえ	che
つあ つい	tsa tsi tse tso
てい	thi
ふあ ふい	fa fi fe fo
じえ	je
でい	di
でゆ	dyu
いえ	ye
うい	wi we wo
くあ くい	kwa kwí kwe kwó
とう	twu
ぐあ	gwa
どう	dwu
う' あづ いう う' えう' お	va vi vu ve vo
てう	tyu
ふゆ	fyu
う' ゆ	vyu

備考

1.はねる音「ン」は n で表す。

ただし、m、b、pの前では m を用いる。

2.はねる音を表す n と次にくる母音字または y と切り離す必要がある場合は、n の次にハイフン「-」をいれる。

3.つまる音は次にくる最初の子音を重ねて表すが、ただし次に ch がつづく場合には c を重ねず t を用いる。

4.長音は「-」や「h」を用いないことを基本とする。

5.特殊音の書き表し方は自由とする。

6.文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いても良い。

・備考は昭和29年12月9日付内閣告示第1号の「ローマ字のつづり方、そえがき」及び新村出編「広辞苑第四版」1991の「ローマ字のつづり方、ヘボン式の備考」による。

・備考 2. 4. の符標は、明治18年に羅馬字会（日本の有識者による書き方取扱委員会）が発行した「羅馬字にて日本語の書き方」及び昭和21年4月1日付運輸省達第176号の「鉄道掲示規定、修正ヘボン式によるローマ字のつづり方」を参照した。

3.ピクトグラム

(1)使用ピクトグラム

ピクトグラム(ピクトグラフ：絵文字)は抽象化、単純化された絵で、視覚言語の一つです。サインに使用するピクトグラムは、交通エコロジー・モビリティ財団が策定した「標準案内用図記号」を主に使用し、「標準案内用図記号」にない項目および現在地については、独自のものとします。

■標準案内用図記号のピクトグラム



その他のピクトグラム



(2)ピクトグラムの色彩

①JISの安全色規定の採用

安全色が規定している意味のピクトグラムを用いる場合、その安全色を用います。



②「身障者用設備」は青または黒を使用

身障者用設備のピクトグラムの色彩は、(財)日本障害者リハビリテーション協会発行の『国際シンボルマークの使用ガイドライン』に「ブルーか黒字に白のマークまたはその逆」と示されています。



③十分な明度差をとる。

ポジ表現またはネガ表現の図色と地色は、明度スケールで5段階以上の明度差が必要です。これより少ないと、十分な視認性を確保することが難しくなります。

④背景色

図色と地色に十分な明度差がとれている場合は、背景色には任意の色彩を用いることができます。

ただし、枠なし表現では、図形色と背景色に十分な明度差が必要です。



4.文字やピクトグラム等の視認性

(1)図記号と文字の大きさのめやす

判読に必要な図記号や文字の大きさは、利用者の視認距離と移動速度によって決まり、それよりも小さすぎるものは避けるものとします。

視距離	図記号の基準枠寸法	和文文字高	英文文字高
40mの場合	480 角以上	160 以上	120 以上
30mの場合	360 角以上	120 以上	90 以上
20mの場合	240 角以上	80 以上	60 以上
10mの場合	120 角以上	40 以上	30 以上
5mの場合	60 角以上	20 以上	15 以上
1mの場合	35 角以上	9 以上	7 以上

※文字高のデータは、交通エコロジー・モビリティ財団発行の『交通要所のサインシステム計画ガイドブック』1998による。(単位:ミリメートル)

(2)案内地図の文字高

案内地図に用いる文字の大きさは、平均的に1mの距離において、ある程度読める数値として、最小文字を以下のように設定します。

和文5ミリ以上 / 英文3.5ミリ以上

(3)誘導サインの文字高

歩行者系の誘導サインは、以下のように設定します。

和文50ミリ以上 / 英文30ミリ以上

車両系の誘導サインにおいては、遠距離からの視認性を重視し、平均的に20mの距離から読める数値として、以下のように設定します。

和文80ミリ以上 / 英文48ミリ以上

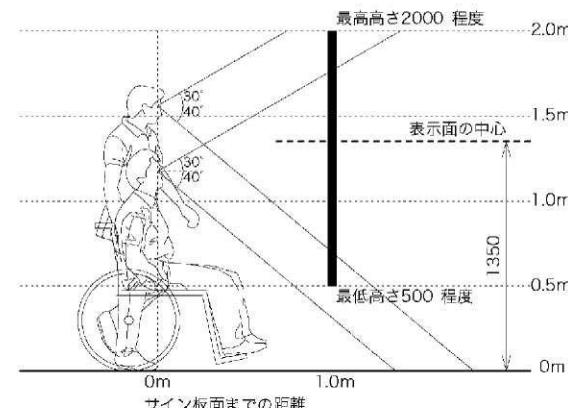
(4)英文の文字の大きさ

英文の文字の大きさは、併記している和文の60%以上とします。

太宰府市役所 ↑ (X)
Dazaifu City Hall ⇩ (Xの60%)

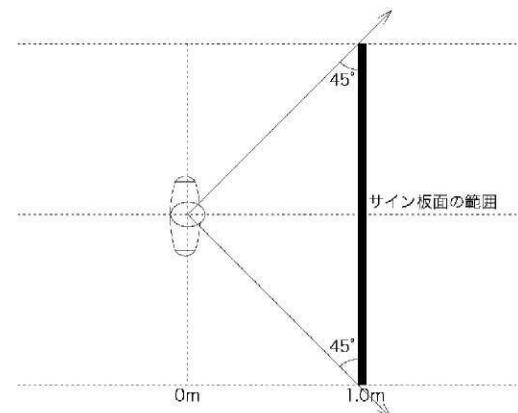
(5)近くから視認するサイン

近くから視認するサインでは、立っている人と、車いすの人とが共通して見やすいよう、板面中心の高さを、床面から1350ミリ程度に設定します。
また、表示面は、最大でも両者の通常視野に入るようにします。



※通常視野は、日本建築学会編「建築資料集成3集」1980(丸善)による。

総合案内サインなど、情報量の多い大型サインを掲出する場合、板面の大きさは、想定する視認位置から水平方向にも垂直方向にも見える範囲の限界である45°を超えないよう考慮します。

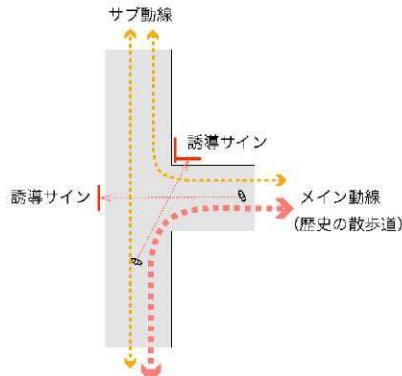


5.歩行者系誘導サインの配置位置と配置間隔

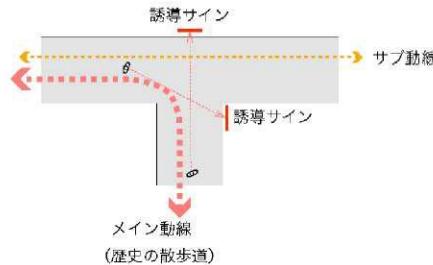
(1)配置位置

- ①できるだけ交通結節点や主要な交差点から内容の確認ができる、歩行者や車両のじゃまにならない位置に配置します。
- ②できるだけ往路、復路どちらからでもサインの内容が確認できる位置に配置します。
- ③経路が複数ある場合は、メイン動線（歴史の散歩道）からの見え方を優先します。

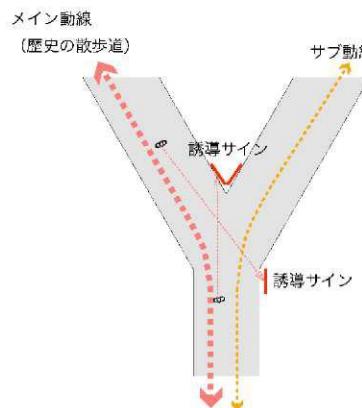
【タイプA】



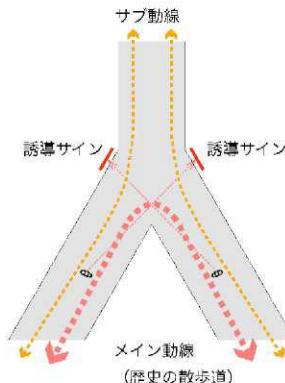
【タイプB】



【タイプC】

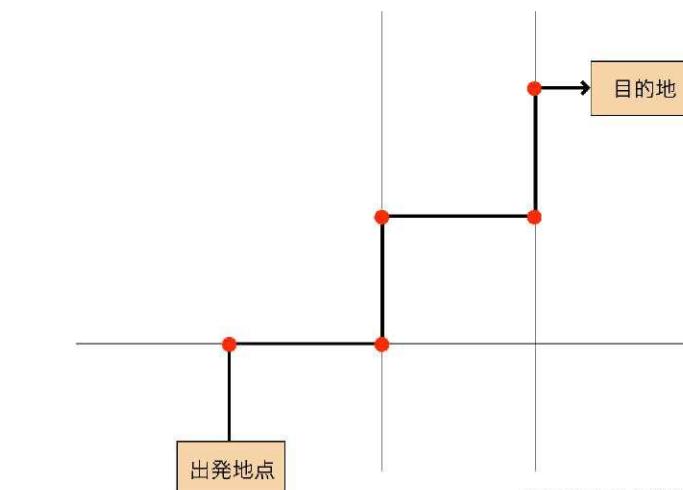
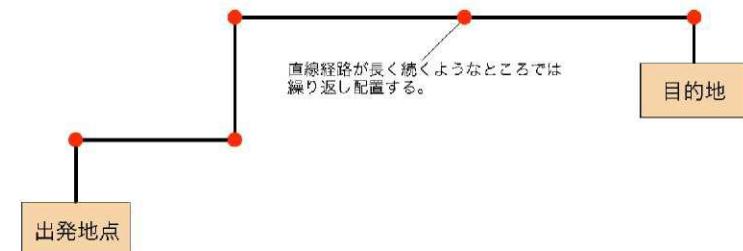


【タイプD】



(2)配置間隔

- ①サインが必ず目的地まで誘導するよう、交差点等、進行方向の判断が必要な箇所ごとに配置します。
- ②直線経路が長く続くようなところでは、繰り返し配置します。



●サイン設置箇所

6. 色彩計画

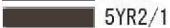
(1) 視認性が高く、読みやすい表示計画

- ①文字の図色と地色の明度差を大きくすることで、判読性を高めます。
- ②高齢者に多い白内障に配慮し、青と黒、黄と白の色彩の組み合わせは用いません。
- ③案内地図等の図示に際しては、自然に見える色彩を用いることとします。

(2) 基本カラー

太宰府市の公共サインで使用する基本的な色彩計画を以下のように定めます。
標準デザインのある公共サインは指定色を使用し、これ以外のサインについても
下記を参考にして色を指定することとします。

■ 標準サイン色

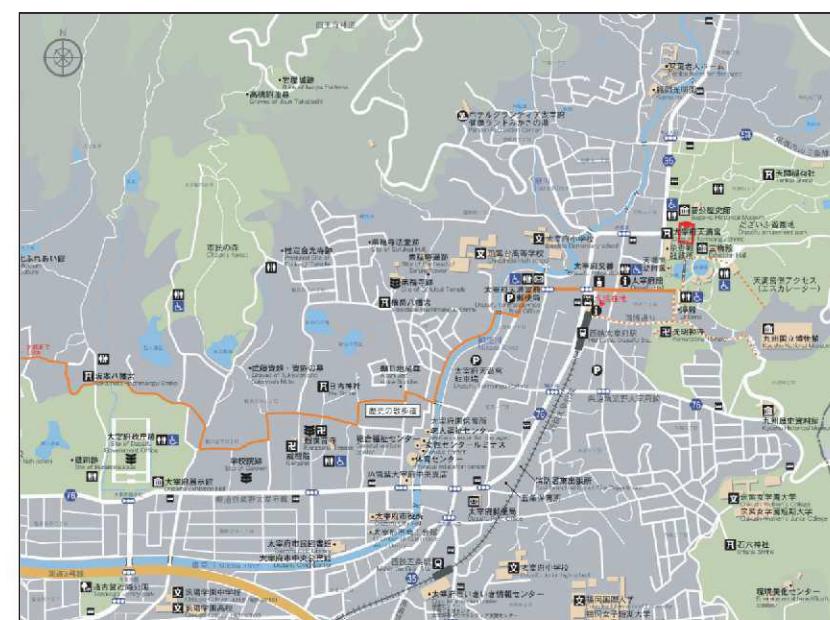
- 誘導板ベース色-1  5YR2/1
誘導板文字色-1  N9.5
- 誘導板ベース色-2  N9.5
誘導板文字色-2  5YR2/1
- アルミ支柱塗装色  5YR2/1

■ 強調色

- 禁止、緊急  5R4/14
- 注意、警告  7.5YR7/14
- 避難、救護  5G4/8
- 指示、誘導  7.5PB3/10

(3) 地図の色彩計画

ベース色	マンセル : N7.5 日塗工 : N-75 RGB : 123/125/121	一般文字・ピクトグラム	マンセル : N1 日塗工 : N-10 RGB : 0/0/0
一般道路	マンセル : N9.5 日塗工 : N-95 RGB : 235/238/229	鉄軌道線・駅	マンセル : N4 日塗工 : N-40 RGB : 23/24/25
高速道路・国道	マンセル : 7.5YR7/14 日塗工 : 17-70X RGB : 194/64/0	歴史的散歩道	マンセル : 2.5YR6/14 日塗工 : 12-60X RGB : 183/30/0
河川	マンセル : 2.5PB7/6 日塗工 : 72-70L RGB : 70/125/174	広域避難所	マンセル : 5G4/8 日塗工 : 45-40P RGB : 0/38/10
公園、緑地	マンセル : 10GY8/2 日塗工 : 39-800 RGB : 133/154/113	現在地	マンセル : 5R4/14 日塗工 : 05-40X RGB : 98/0/3
河川・池、身障者用設備	マンセル : 7.5PB3/10 日塗工 : 77-30T RGB : 3/13/61	主要建物	マンセル : 10YR8.5/3 日塗工 : 19-85F RGB : 218/166/105
道路マーク、信号	マンセル : 7.5PB3/10 日塗工 : 77-30T RGB : 3/13/61		



第4章 整備・メンテナンス計画

整備計画

サインの整備においては、まず整備計画所管課が都市計画課と調整しながら、予算の措置を検討し、整備計画を作成します。

サインの設置工事、またその後のメンテナンスについては、建設課が行います。都市計画課はそれらのサインがガイドラインに準拠するよう、総合的な調整を行います。

案内サインの地図データについては、市民課（→市民便利帳等）、観光・産業課（→観光パンフレット等）、文化財課（→サイン、資料等）と共に使用できるよう、今後、都市計画課において調整していくものとします。

メンテナンス計画

(1) サインのメンテナンス台帳の作成（建設課による）

- ① サインに管理番号をつけ、メンテナンス台帳を作成します。
- ② 今後設置するサイン本体には、管理番号、管理者名、電話番号を記入しておきます。

(2) 清掃、保守点検（年に1回程度）

- ① 清掃
 - ・汚れや埃を清掃します。
 - ・違法な貼り紙や落書きを取り除き、表面を清掃します。
- ② 保守点検
 - ・がたつき、ボルトの締め付け状況を確認、修繕します。
 - ・破損状況、傷等の状況を確認、修繕します。
 - ・塗装の状況、傷等による塗装のはがれなどは、部分的な補修をします。

(3) 部分的なメンテナンス手順（短期）

- ① 地図情報について、新設施設、道路等の変更や追加情報を拾い出し、更新します。
- ② 工事業者に、修正するサインと変更する表示内容を指示します。

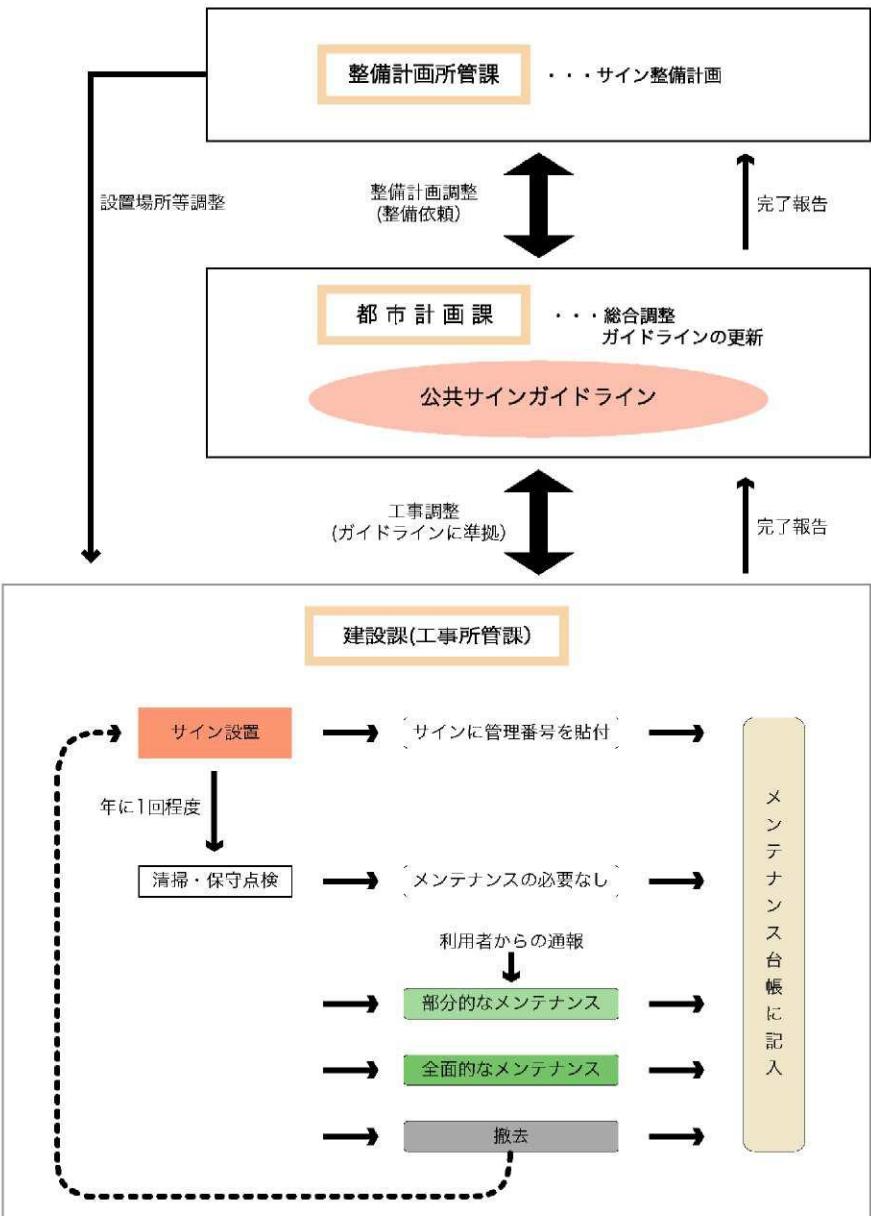
(4) 全面的なメンテナンス手順（長期）

表示面の著しい色あせや、何度も情報を追加、修正してあるものなど、サインとして利用しにくいと考えられる場合は、表示面全体を取り替える必要があります。

- ① 調査内容に基づき、表示面の破損状況や情報変更量など、照らし合われます。
- ② 工事業者に、表示パネルの交換を行うサインと、その表示内容を指示します。
- ③ 新たな表示パネルを製作し、既存パネルを交換します。

(5) 老朽化した既存サインの撤去

- 以下のようなものについては、撤去し、新たなサインを設置する必要があります。
- ・表示面の老朽化や、情報の変化でサインの機能を失いかけていると考えられるもの。
 - ・明らかに見えにくく、利用されていないと考えられるサイン。
 - ・鉄部のサビや、表示面の破損等で、景観的に望ましくないと考えられるサイン。



今後の課題

(1)他のメディアとの情報の統一

市の情報を伝える媒体としては、サイン以外に、地図やパンフレットのほか、最近ではインターネット上で見られるものも多くあり、これらは同じ内容でも提供する課や組織によって、表記のしかたが統一されていないことが多く、利用者を混乱させてしまうことがある。

今後は、地図データ等の一元化をはかり、すべてそこから情報を提供する仕組みづくりが求められる。

(2)総合窓口の設置

今後、市全域の統一された情報を提供するには、近隣の市町村や鉄道事業者、公益法人等、本市の管理範囲外の場所にもサインを広げてもらう取り組みが必要である。その際、市の総合的な窓口の設置が、市役所内に必要である。

(3)広告について

公共のサインへの広告の掲載については、まだまだ議論すべきところが多い。まず、サイン自体に掲示すべきかという問題があるが、掲示をする場合、留意事項として以下にあげる。

・掲示の公平性

広告は誰でも公平な機会で出せることが望まれるが、すべてを認めると本来の目的を害されるおそれがある。それを誰が、どういう基準で選択するかの判断がせまられている。

・広告の表示方法、表示内容についての留意点

広告を入れることで、サイン自体の表示が繁雑になったり、見えにくくなることはさける。また、広告によって景観をこわさないよう、表示内容についてのルールづくりが必要。

・費用対効果

広告によって利益を得ながら、設置や運営でそれ以上の費用がかかるのでは意味がない。広告の申請から設置、撤去に至るまで、長期的観点からみた費用対効果の検討が必要。

・広告設置までの流れ

基本的に、運営組織は設置広告の許可、内容の確認、設置後の状況の確認等を行う。広告自体の表示内容の製作、調整、設置、撤去までは広告主の責任で行うものとする。

これらの運営すべてを行政の職員が行うことは現実的に難しい。地域住民やまちづくり団体等と負担を分担していくことが望ましい。

